

令和6年第4回南城市教育委員会議定例会

日時：2024/03/28 15:12～18:27

場所：南城市役所 215

出席者：教育長 具志堅兼栄、教育委員 知念夏奈子、教育委員 嶺井秀夫、教育委員 糸数洋、教育委員 伊集盛助、教育部長 宮城光也、教育総務課長 知念弘樹、教育指導課長 與那嶺昭枝、生涯学習課長 島袋学、教育施設課長 親川健治、文化課長 山里昌次、指導主事 國仲貴光、教育総務課主幹兼係長 大田徹（事務局）

議事日程

- (1) 教育長報告 教育部長及び各課の業務報告
- (2) 議案第11号 南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第12号 南城市教育委員会職員の職名に関する規則
- (4) 議案第13号 南城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
- (5) 議案第14号 南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令
- (6) 議案第15号 南城市給付型奨学金給付事業実施要綱の一部を改正する告示
- (7) 議案第16号 南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示
- (8) 議案第17号 南城市立学校給食センター給食費負担軽減支援事業実施要綱
- (9) 議案第18号 南城市立学校におけるハラスメント防止等規程
- (10) 議案第19号 南城市教育委員会サーバー等導入整備事業選定委員会設置要綱及び南城市共同調理場跡地活用事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令
- (11) 議案第20号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- (12) 議案第21号 令和6年度南市の教育施策について
- (13) その他

○教育長 具志堅兼栄

それではただいまから令和6年 第4回 南城市教育委員会議 定例会を開会致します。

会議録の署名委員は嶺井委員を指名します。

本日の日程は、お手元に配付しております日程表のとおり進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって日程表のとおり進めて参ります。

議事に入ります。

それではまず始めに、教育長業務報告及び各課業務報告を行います

業務報告の内容については事前に配付した内容のとおりとなっています。

ご質問はございませんか。

○教育委員 糸数洋

2ページの教育指導課の21日の南城市いじめ問題専門委員会というのがありますが、確かにこれは新たに委嘱された先生方の組織であると認識しています。

この活動については、定例的な活動があるのかそれとも必要に応じた活動なのか、またそれにあわせて委嘱についての規定等もあるのですか。

○教育指導課長 與那嶺昭枝

南城市いじめ問題専門委員会については、今年度いじめ問題の重大事態が発生したことにより、教育長の方から専門委員会へ諮問をしております。

また、規程の方は以前より制定されており、2年の任期で諮問をして答申を行った時点での事案は終了となります。

○教育長 具志堅兼栄

重大事項等が発生しない場合については、専門委員会の業務というのは発生しないということになります。

他にございますか。

○教育委員 知念夏奈子委員

生涯学習課と教育長の業務報告にある3月25日月曜日の地域と学校をつなげる交流会がどういった内容でどのような方が参加されている会なのかを教えていただきたい。

○生涯学習課長 島袋学

3月25日の地域と学校をつなげる交流会につきましては、これまで学校に関わっているボランティアの方々へ声掛けをさせていただいて、全体的なボランティアの交流会と、目的については、交流会の中で、各々がどういった形で学校に支援できるのかなど情報交換も含めた交流会になっております。

○教育委員 知念夏奈子委員

ボランティア以外に学校の参加もありましたか。

○生涯学習課長 島袋学

学校からの参加もありました。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

○教育委員 伊集盛助

2ページの15日金曜日、フリースクールなどの民間施設NPO法人等情報交換会の主な内容をお聞かせいただきたい。

○指導主事 國仲貴光

まず参加した団体ですが、その団体へ通っている市内の小中学校の児童生徒が、7月現在の調査ではありますが約54名います。

その54名が通っています、フリースクール民間施設すべてに連絡をいたしまして、こういう情報交換会をしたいということで行っています。

なぜかと申しますと、やはり文部科学省の方でも示されていますが、これからは子どもの居場所、学びの場所として積極的に民間施設NPO等と連携していくべきであるということから、このような会を持ち、今後どういう連携を進めていけるか、その第一歩として意見交換をしたところです。

その中で各団体から、こういう集まりを継続してやって欲しいという要望がありましたので、第2回目を4月の末に予定しております。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

○教育委員 嶺井秀夫

生涯学習課の3月21日の放課後子ども教室オリエンテーションについて教えてください。

子供たちを担当する職員は、アルバイトや正規職員として関わっている人などがいてそれぞれの子供に対する対応する力というのが、様々じゃないかなと思うのですが、そこら辺の職員

への服務とか、そういうこともここで話されているのでしょうか。

○生涯学習課長 島袋学

3月21日の放課後子ども教室オリエンテーションについては、保護者を対象としたオリエンテーションとなっておりまして、今回対象となった教室が玉城小学校で定員20名、大里北小学校で定員35名の募集をさせていただきました。

その結果、玉城小学校が20名定員に対して7人のキャンセル待ち。大里北小学校については35名定員に対して33名の応募があり、皆さんお受けすることになりました。

休憩。

再開

○教育委員 嶺井秀夫

子供たちの募集ということでそこに入るルールだとか、そういう説明がすごく大事だと思います。

保護者の皆さんもこの放課後子ども教室があることで、すごく助かっている部分があると思います。子どもにとっても、学校の先生、同級生以外の大人との触れ合いができる場ということで、子どもの成長にもすごく有益だと思います。そういう中で、子どもに対応するボランティアの皆さんですね、やはり服務とかそういうところの、対応の仕方とかも対応するボランティア任せにするのではなくて、ぜひ指導をして子どもたちがより良く放課後過ごせるように、成長にまたさらに役立つようなそういう対応を進めていただけたらと思います。

よろしくお願ひ。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

他にないようですので教育長業務報告及び各課業務についてはそれで閉じます。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

それでは議事に入ります。

議案第11号南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を上程します。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長より議案第11号南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○教育委員 伊集盛助

第9条の第4号の方で、指導主事の部分ですが、上司の命を受け学校における教育課程、学修指導とあるが、この修の字が誤字じゃないかと思います。

休憩

再開

○教育総務課長 知念弘樹

申し訳ございません。こちらは誤字になっておりますので学習へ訂正をお願いいたします。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

○教育委員 嶺井秀夫

2条の改正についてです。

以前は生涯学習課に公民館係がありましたが、これがこの改正後はなくなりますが、職務として公民館の管理運営は残っていると思います。それはどこが担当するのかということと、勉強不足でけど生涯学習課に文化振興係というのが置かれていますが、単純に考えると文化課に配置するものではないかと考えます。また、文化センターの管理運営がありますが、これについて文化課の方に入るのではないかなどと考えますがこの説明をお願いします。

○教育総務課長 知念弘樹

公民館係の方につきましては、社会教育係の方に含めております。

文化振興係の部分につきましては、部長の方でお願いします。

○教育部長 宮城光也

今回まちづくり推進課から、教育委員会に移管を受けるわけなんですが嶺井委員のおっしゃるよう所管課をどこにするかという議論はございました。

その中で文化課という話もございましたが業務内容的に文化課というのは文化財、歴史文化を中心とした部分でのものが主になっております。文化振興の部分については、未来志向の芸術文化的な部分、歴史文化、伝統文化も含めた文化振興による人材育成というニュアンスもあるものですから、そういうことをトータル的に考えて生涯学習課で所管したほうがいいだうということで、今回、文化振興係を生涯学習課に配置置するということあります。

○教育長 具志堅兼栄

他にございませんか。

よろしいですか。

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第11号南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って議案第11号南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則は原案の通り可決されました。

つづいて、議案第12号南城市教育委員会職員の職名に関する規則を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長より議案第12号南城市教育委員会職員の職名に関する規則について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

休憩
再開

○教育長 具志堅兼栄
質疑はございませんか。
よろしいですか。
それでは、質疑を閉じます。

議案第 12 号南城市教育委員会職員の職務に関する規則を採決します。
お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

従って議案第 12 号南城市教育委員会職員の職名に関する規則は、原案の通り可決されました。

つづいて、議案第 13 号南城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長より議案第 13 号南城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について説明あり

休憩
再開

○教育長 具志堅兼栄
ご質疑はないですか。
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第 13 号南城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を採決します。
お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
従って議案第 13 号南城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令は原案の通り可決されました。

つづいて、議案第 14 号南城市及び幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令を上程します。

事務局の説明を求めます。

教育指導課長より議案第 14 号南城市及び幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令について説明あり

○教育長 具志堅兼栄
これから質疑を行います。
質疑はございませんか。

ないですか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第 14 号、南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って議案第 14 号南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令は、原案の通り可決されました。

つづきまして、議案第 15 号南城市給付型奨学金給付事業実施要綱の一部を改正する告示を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長より議案第 15 号南城市給付型奨学金給付事業実施要綱の一部を改正する告示について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○教育委員 糸数洋

41 ページの改正案、これは委員長のところ教育部長となっていますが、部長ではないですか。

先程の改正では、教育部長は部長に改めるとなっていましたが、ここではそのままでいいですか。

○教育総務課長 知念弘樹

こちらは、教育部長以外に総務部長と健康福祉部長もおりますのでそれでよろしいです。

○教育長 具志堅兼栄

先ほどの事務決裁規程についてはその事務決裁事項の中での部長という読み方です。

それ以外の条例、要綱規則等ございますが、それに紐づけているわけでございません。

他にございますか。

他にないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第 15 号南城市給付型奨学金給付事業実施要綱の一部を改正する告示を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って議案第 15 号南城市給付型奨学金給付事業実施要綱の一部を改正する告示は原案の通り可決されました。

つづいて、議案第 16 号南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

教育総務課長より議案第16号南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について説明あり

休憩
再開

○教育長 具志堅兼栄
質疑はございませんか。

○教育委員 伊集盛助
保護者の口座に振り込むと会計管理者の口座へ振り込むとの違いをもう少し詳しく説明願いたい。

○教育総務課長 知念弘樹
今回の改正につきまして、令和5年度までは一旦給食費を保護者が、市の方に納めていただいて、その後に就学援助金ということで、保護者の方に後日振り込むという形をとっていたのですが、改正後は、保護者の方から納付はしていただかなくて、直接その分を市の給食費を管理する市の会計管理者の口座へ援助金を振り込むという形をとりまして、保護者のこの納付する手間を取り除き負担軽減を図っております。

休憩。
再開

○教育長 具志堅兼栄
ご質問ありませんか。
ないようすで質疑を閉じます。

議案第16号南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示を採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
従って議案第16号南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示は、原案の通り可決されました。

つづいて、議案第17号南城市立学校給食センター給食費負担軽減支援事業実施要綱を上程します。
事務局の説明を求めます。

教育総務課長より議案第17号南城市立学校給食センター給食費負担軽減支援事業実施要綱について説明あり

○教育長 具志堅兼栄
これから質疑を行います。
質疑はございませんか。

○教育委員 糸数洋
第3条第2項で支援金は、支援対象者には直接支給はせずこの部分を差し引いた分を対象者から徴収すると理解していますが、この仕組みをしっかりと説明しないと実際に納付する額が

給食費と勘違いする可能性もあるので説明は十分に行ってもらいたいです。

○教育総務課長 知念弘樹

この件につきましては、これまで保護者説明会を実施しております、市の広報やホームページでも周知はしております。

その部分についての要綱の整備ができてなかったので今回の提案になっておりますが、今後も保護者への説明については、徹底してまいります。

○教育長 具志堅兼栄

他にございませんか。

他にないようですので、これで質疑を終わります。

議案第 17 号南城市立学校給食センター給食費負担軽減支援事業実施要綱を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って議案第 17 号南城市立学校給食センター給食費負担軽減支援事業実施要綱は、原案の通り可決されました。

つづいて、議案第 18 号南城市立学校におけるハラスメント防止等規程を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

総務課長より南城市立学校におけるハラスメント防止等規程について説明あり

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

質疑はございませんか。

○教育委員 嶺井秀夫

まず第 1 条は小学校中学校となっていますが、幼稚園は含んでいないですか。

それから、2 点目、第 4 条の 3 項ですね。

直ちにその旨を所属長等に報告しなければならないとありますが、この報告を受けた後、所属長はどのような対応をするのか教えてください。

○教育総務課長 知念弘樹

幼稚園職員につきましては、市の職員となっており、市の規程を遵守します。

休憩

再開

○教育総務課長 知念弘樹

第 4 条の、所属長が報告を受けた後の対応につきましては、前条第 3 条第 3 号のとおり、報告があったときは直ちに南城市教育委員会に報告するということになっておりますので、所属長は、相談等を受けた場合は教育委員会に報告することとなっております。

○教育委員 嶺井秀夫

所属長のその後の対応については十分了解できました。

あと幼稚園が含まれてない点については、第7条で職員と児童もしくは生徒、保護者との間で行われたハラスメントというのであるので、児童に対しても可能性はないということではないと思いますので、そこは市の条例でカバーできるといふのであれば、ぜひお願ひします。

冒頭の報告であった子どもの居場所の部分もその職員と子どもたちとの関係の中でも、こういうことも想定されるので、ぜひ受けた団体の服務等に関する指導もぜひ行っていただきたいなと思います。

○教育長 具志堅兼栄

それについては市の規程ともあわせて対応するようにやっていきます。
他にござります。

○教育委員 知念夏奈子

第6条の教育総務課に相談窓口を設置するから、男女相談員各1名以上でという部分は、この相談員とこの第三者というところは、今現在の職員で担うのか、それとも新しく採用することとなるのか、その体制を教えてください。

○教育総務課長 知念弘樹

専門的知識を有する第三者につきましてはまだ具体的に、どちらで採用するっていうのはまだ検討中です。

相談員については、教育総務課で男女1人ずつ配置をしたいと考えています。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

先程の答弁で修正があるそうですので、教育総務課長お願ひします。

○教育総務課長 知念弘樹

先程、知念委員からあった教育総務課に配置するのかという質問につきましては申し訳ございませんが、教育総務課の職員からではなく教育委員会の事務局の職員から男女1人ずつを選定して、配置したいと考えておりますので、訂正いたします。

○教育長 具志堅兼栄

他にございませんか。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

他にございませんか。

他に質疑がないようすでこれで質疑を終わります。

議案第18号南城市立学校におけるハラスメント防止規程を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って議案第18号南城市立学校におけるハラスメント防止等規程は、原案通り可決されました。

つづいて、議案第19号、南城市教育委員会サーバー等導入整備事業選定委員会設置要領及び南城市共同調理場跡地活用事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を上程します。

事務局の説明を求めます。

教育指導課長より議案第19号南城市教育委員会サーバー等導入整備事業選定委員会設置要領及び南城市共同調理場跡地活用事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第19号南城市教育委員会サーバー等導入整備事業選定委員会設置要領及び男女共同調理長跡地活用事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って議案第19号南城市教育委員会サーバー等導入整備事業選定委員会設置要領及び南城市共同調理場跡地活用事業者選定委員会設置要領要綱を廃止する訓令は原案の通り可決されました。

つづいて、議案第20号学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

教育指導課長より学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○教育委員 嶺井秀夫

確認ですが、耳鼻科の学校医の中で、船越小学校の配置が見えないんですが、その説明をお願いします。

○教育指導課長 與那嶺昭枝

船越小学校は、1番の湧上先生学校医として配置しております。

○教育委員 嶺井秀夫

すみません。耳鼻科のほうです。

○教育指導課長 與那嶺昭枝

耳鼻科の委嘱の件については、申し訳ございませんが確認させてください。

休憩

再開

○教育指導課長 舟那嶺昭枝

船越小学校の耳鼻科医の件ですが、こちらについては協力医という形で健診のみを依頼しているそうです。

南城市的学校管理規則においては学校医と歯科医、薬剤師が配置の義務があるため、船越小学校においては学校医としての委嘱はせずに検診のみの協力医としているとのことです。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

他にございませんか。

他にないようすでこれで質疑を終わります。

議案第20号学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従つて議案第20号学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱については原案の通り可決されました。

つづきまして、議案第21号令和6年度南城市的教育施策についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長より議案第21号令和6年度南城市的教育施策について説明あり

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

これより質疑をお受けします。

教育施策についてのご質疑はございませんか。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

第4回南城市教育委員会議定例会につきましては、この時間で終了させていただきます。

なお南城市教育施策については、継続審議とし、4月の教育委員会議定例会を通常より早めに開催し、その中で、シュガーホールの部分も含めた内容を提示して委員の皆さんのご意見、ご提言をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。本日は、お疲れ様でした。

平成6年4月16日調整
南城市教育委員会

議事録署名 
作成者 大田 徹